

## 教科書におけるフランス革命論の誤り(4)

——『高等世界史』帝国書院の場合——

小林 良 彰

- I 絶対主義の一般理論について間違った解釈を書いている
- II 貴族、領主、高級官職、聖職者について理解が不十分である
- III 上層市民がすべて特権身分と結びついたかのように誤り
- IV 中産階級の意味を取り違えている
- V 貴族の反抗を誤って解釈している
- VI 国王個人の命令がバスチーユ占領に至る反乱を招いたという誤解
- VII 土地改革について間違った説明をしている
- VIII 国民公会における保守的ブルジョアジーというのは不適当な表現である
- K ジャコバン派とロベスピエールの役割についての誤解
- X 付録 この論文に関する教科書の原文

### I 絶対主義の一般理論について間違った解釈を書いている

この教科書<sup>1</sup>では絶対主義国家における貴族について「宮廷に寄生する貴族」と書き、そのつぎに「新しい職務をゆだねられた官僚」と並列的に書いている。

「重商主義の展開 絶対主義国家は宮廷に寄生する貴族、新しい職務をゆだねられた官僚、また強力な常備軍を維持するために多額の貨幣を必要とした<sup>2</sup>」。

1 『高等世界史』改訂版，帝国書院，高橋秀，堀敏一，松井透，今井宏，西川正雄，富永幸生，昭和61年。

2 同書 155ページ。

このように書くと、貴族と官僚が別の者であるかのような印象を与える。また、貴族は単なる寄生虫のように、宮廷にすがりついていたかのように受けとられる。この解釈が、一つの伝統的な絶対主義についての誤解を反映している。この解釈の原形は、カウッキーの「フランス革命時代における階級対立」<sup>3</sup>において主張された見解であった。

しかし事実としては、貴族はその時点の領主であり、土地支配のうちに立つ勢力であった。したがって、宮廷における地位を失ったとしても、自分の領地に帰れば城の所有者であり、領地の所有者であった。この教科書では、貴族を根なし草のような存在として描き、国王の恩寵がうち切られたときには、のたれ死にする存在であるかのように描く。そのことによって、貴族が国王に奴隷のごとく仕える存在と思わせ、そこから絶対主義による王権の強化を理論づけようとする。

しかし事実はちがう。絶対主義国家は領主階級の権力集中であり、宮廷とは、そこに集った最強の領主達が組織したものであり、国王はその頂点に立っていたものである。したがって、官僚の上層は、これらの貴族で固められた。宮廷で権力を組織した貴族と、宮廷からはずれて、単なる地方貴族として領地を持つ貴族の二種類があった。

## II 貴族、領主、高級官職、聖職者について 理解が不十分である

この教科書は、フランス革命直前の絶対主義を説明するときには、前節に紹介したこの教科書の理論にもとづくことなく、私の主張する理論と一致する見解にもとづいて解説している。それはつぎの文章である。

「革命前のフランス社会 革命前のフランス絶対主義社会は、旧制度(ア

3 カウッキー『フランス革命時代における階級対立』堀江、山口共訳、岩波書店、昭和29年、19-25ページ。

ンジャン＝レジーム)とよばれ、封建的な身分制度が厳重に守られていた。すなわち第一身分(聖職者)、第二身分(貴族)は、特権身分として免税その他の特権をもち、高級官職を独占し、領主として広大な土地を所有していた<sup>4</sup>。

この文章のように、貴族が高級官職を独占し、特権をもち、領主であったというのであれば、さきに引用した絶対主義の一般理論に反する理論を書いていることになる。この教科書としては、どちらかの理論にそろえるべきであるが、フランスについての書き方は正しく事実と一致するから、絶対主義の一般理論を訂正する以外にない。

それにしても、この教科書のフランスについての説明は、これはこれで行きすぎになっている。それは、第一身分について、第二身分と同じく、特権、高級官職をもち、領主であったかのように書いているところである。正確には、第一身分の中の高級聖職者(枢機卿、大司教、司教、修道院長)のみと限定しなければならない。中級、下級の聖職者(小教会の司祭など)は、高級官職をもたず、領主ではなかった。また、第二身分でも、全員が高級官職に就任したのではない。高級官職にありつめたのは、だいたいにおいて宮廷貴族のみであり、まれに例外的に他の貴族がその地位に任命された。

また貴族全員が領主であったかという点、厳密にいえばそうではない。下級貴族の中には、領主権に服していた土地をもつ者もいた<sup>5</sup>。もう一つ、他の教科書と同じ誤りであるが、「領主として広大な土地を所有していた」という文章は、領地と土地の混同であり、これでは理論が混乱してしまう<sup>6</sup>。この点については、すでに以前説明してきた。

4. 前掲『高等世界史』202ページ。

5. 小林良彰『フランス革命経済史研究』ミネルヴァ書房、昭和42年、179ページ。

6. 拙稿「教科書におけるフランス革命論の誤り(1)―『詳説世界史』山川出版社の場合その1」(『同志社商学』第38巻3号、1986年)3ページ。

### Ⅲ 上層市民がすべて特権身分と結びついたかのように

#### いう誤り

この教科書は、第三身分の内容について、他の教科書よりも詳しい分析を書こうとしている。この文章は、事情を知っている者の目から見れば、どの学派の学説であるかあきらかではあるが、そうした事情を知らない者にこの文章を史実として教えることについては、弊害がでてくる。

「この第三身分はフランス資本主義の成長にともなって、しだいに三つに分裂してきた。すなわち第1は特権身分と結びついた徴税請負人・金融業者・特権商人・地主などの上層市民であり、第2は農村に基盤をもつマニュファクチュア経営者や資本主義的な農業経営者などの中産階級の人々であり、第3は領主や地主から重い負担を負わされていた農民と都市の民衆である」<sup>7</sup>。

「徴税債負人、金融業者、特権商人、地主などの上層市民」がすべて特権身分と結びついていたのか、それとも、特権身分と結びついていたのは「徴税債負人」だけなのか、それがはっきりしない。もし結びついたという言葉がすべての語句を包むというのであれば、たとえば、地主がどうして特権身分と結びついたのかという質問を出さなければならない。

地主は領主ではなく、領地の中に比較的大きな土地をもち、自分は領主に貢租その他の領主権にもとづく負租を納めながら、他方で自分の土地を小作人に耕やさせたり、日雇農を使って耕作させていた。したがって、村落の末端組織を荷なっていたとはいえ、特権身分と必ず結びつかなければならないという存在ではない。領主権廃止（封建地代の廃止）が問題になるとときには、この地主は、むしろ廃止に賛成する側に立つ者であるから、

7 前掲『高等世界史』203ページ。

両者の間には対立点もあった。その立場は、江戸時代の日本における庄屋、郷土層としての地主に似ている。特権身分と商人、地主の結びつきばかりを強調して、対立点を無視するのは、この学派の先入観による説明である。

また、特権商人といういい方で、商人はすべて特権商人であるかのように書いているのは間違いである。商人の中には、特権をもたない者、あるいは、特権にかかわり合うことがうすい者も多数いた。商人の最上層が特権にかかわり合いを深くしたのは当然である。しかし大多数の商人達は、特権よりはむしろ、本来の商工業、金融業によって資本を蓄えた者であった。

この区別をつけることは、のちのフイヤン派とジロンド派を解釈するとき重要になってくる。特権商人のグループはフイヤン派の支柱になったが、旧制度の特権にかかわり合いの薄い大商人はジロンド派の側についた。この区別をつけないから、この教科書はジロンド派を「中産階級」と定義することになる。しかし、この当時の社会を扱うときに中産階級の語を使うことは適当ではない。いまの中産階級とは意味がちがうからである。

当時は貴族社会であるから、中産階級といえば、大工業家も大商人も大銀行家も含めて中産階級ということになる。現代では、これらの階層は上流階級である。この教科書がジロンド派だけを中産階級と定義したのは、現代流の言葉の解釈を、当時のフランスの社会に盲目的にあてはめた結果によるものである。

#### IV 中産階級の意味を取り違えている

この教科書では中産階級という表現を、さきに引用した文章の中の「マ

ニファクチュア経営者」と「資本主義的な農業経営者」に適用している。こうした定義は、<sup>8</sup>当時のフランスに存在しなかった。

これは、この教科書の著者の発明によるものではあるが、<sup>9</sup>的を射ていない。フランスにどの程度のマニユファクチュアがあったのか、これは論争的ではあるが、<sup>10</sup>これが農村だけに基盤をもつというような証明はなされていない。小工場ならば、農村にも都市にもあった。さらにこの経営者が「中産階級のジロンド派」<sup>9</sup>を構成したと規定する主張は前代未聞であって、そのような研究、学説は他にまったく存在しない。マニユファクチュア経営者をとりあげたのは、著者が「大塚史学」と呼ばれる学派の信奉者であるからだ。ただし、この学派の中心人物ではない。この学派はフランス革命を特権商人対中産的生産者層の抗争で説明しようとする。

しかし、その大塚史学でも、ジロンド派の支持者は、大商人、銀行家であったという。きわめて厳密にいうと、少数ながら工場の持主もいた。しかし、ジロンド派の支持者が農村に基盤をもつマニユファクチュア経営者であるという説は、著者が信奉している学派の中にすらない。

大塚史学においては、農村に基盤をもつマニユファクチュアは、いわゆるジャコバン派(山岳派)の支持者となり、恐怖政治を推進した勢力と規定される。<sup>10</sup>この教科書の著者は、大塚史学の理論を採用しながら、重要な部分でそれを塗りかえて、自分勝手なでたらめな理論に仕立てている。

また著者は、「資本主義的な農業経営者」と書いているけれども、フランスにおいて、資本主義的な農業経営がどこまで一般化していたかについては、否定的な見解が多く、ごく一部の地域でイギリス流の資本主義的農業経営が、実験的に導入されていたというのが正しい観察である。したがって、フランス全土に、このようないわゆる「中産階級」が形成されたと

9 同書 205ページ。

10 高橋幸一郎「総説」(『西洋経済史講座』第三巻, 岩波書店, 昭和35年) 50ページ。

いうような理論は誤りである。

「領主や地主から」という言い方は、領主と地主の区別を明らかにしないため誤解を招く。何も知らない読者が読むと、「領主」と「地主」は、同じ者のちがう表現なのか、それともまったく違った者か思いまどう。こうしたあいまいな表現は誤解の種になる。「地主」とは農民身分で、自作農民とともに領主権に服していた者のことである。この区別を著者がはっきりと知っていたかどうかすら疑わしいのである。

以上を踏まえて、以下に『世界史』の誤りについて検討する。

#### Ⅳ 貴族の反抗を誤って解釈している

『世界史』の誤りについて、以下にその誤りについて検討する。

財政危機、財政改革、貴族の反抗という筋書は、この教科書でも、以前に引用した教科書と同じような間違った解説がおこなわれている。それはつぎのような文章である。

「フランス絶対主義は、ルイ14世以来の戦争とぜいたくな宮廷生活によって、慢性的な財政窮乏におちいっていた。ことにルイ16世の治世にはアメリカ独立戦争を支援したことによって、政府財政の危機はいっそう深まった。そこでテュルゴやネッケルが起用されて改革がはかられたが、貴族はこれを拒否し、1615年以来ひらかれなかつた三部会の召集を要求した。貴族の反抗が革命の突破口となった。」<sup>11</sup>

この文章の誤りは、他の教科書と同じく、テュルゴ、ネッケルの財政改革にたいして、貴族がこれを拒否して三部会の召集を要求したと文章をつないで、貴族の反抗が革命の突破口を開いたと理論づけるところである。

前にも詳しくのべたように、<sup>12</sup> この点については広く行われている誤解が

11 前掲『高等世界史』203-204ページ。

12 小林、前掲論文、7ページ。

ある。貴族の主流は財政改革を拒否した。そのために二人の財政改革者は短期間で職を追われた。三部会の召集は、どちらの勢力から要求されたのかといえば、チュルゴワ、ネッケルを支持する側からおこされたのであり、財政改革を拒否した貴族は三部会の召集にたいしては反対であった。この関係を知らないから、この教科書の文章になったのである。

たとえば、ラファイエット侯爵は三部会の召集を要求した。彼は貴族であったが、ネッケルの側に味方する自由主義貴族であったからだ。彼は宮廷では冷遇されていて、重要な官職に任命されていなかった。これに反して宮廷で優遇され重要な官職についていた貴族は、ラファイエット侯爵の行動や要求に対しては否定的であった。

その他、三部会の召集の側に立った貴族には、法服貴族と地方貴族がみられる。この運動は貴族全体の王権に対する反抗というものではなくて、最強の貴族集団(宮廷貴族)にたいする他の貴族の反抗である。彼らがネッケルを支持して三部会の召集を要求したのである。王権、宮廷貴族、法服貴族、地方貴族、自由主義貴族、ネッケル派の勢力関係の誤認が、この教科書の文章を作りあげている。

## VI 国王個人の命令がバスチーユ占領に至る反乱を 招いたという誤解

この教科書は、バスチーユ占領のきっかけを説明するときに、ルイ16世が軍隊を動員して圧力をかけようとしたので、「怒ったパリの民衆が蜂起し」と書いて、国民議会弾圧の試みは国王個人の意志であるかのように説明している。「1789年5月、ヴェルサイユでひらかれた三部会では、身分別の採決を主張した聖職者・貴族に対して第三身分は全議員の多数決を主張してゆずらず、ミラボーを中心に三部会から別れて国民議会をつくり、

憲法制定まで解散しないことを誓った。ところがルイ16世が軍隊を動員して圧力をかけようとしたので、怒ったパリの民衆が蜂起し、専制政治の象徴であったバスティーユの牢獄を破壊した(7月14日)。これをきっかけにして、前年の凶作によって苦しめられていた農民が各地で反乱をおこし、フランスは革命の嵐にまきこまれた<sup>13</sup>。

この説明は古くからあった歴史観の方法にもとづくものであり、この教科書の前のページで、詳しくすぎるほど社会階級について分析し紹介した科学的方法にくらべると、それにそぐわない、幼稚な説明にとどまっている。

これならばまだこれ以前に紹介した教科書のような、保守的貴族とか、反動勢力に国王が動がされたと書く方がより事実に近い。当時ルイ16世個人は、どのような手段をとるかということについて、はつきりとした意志と決断力をもっていたのではなかった。

## Ⅶ 土地改革について間違った説明をしている

この教科書は、チュイルリー宮殿の襲撃、国王の逮捕、王権の停止を書いたあと「農民に有利に国有財産の売却をきめた」と書いている。

「オーストリア・プロイセン連合軍は国境を越えてフランスに侵入し、戦局はきわめて不利であった。議会は義勇兵をつのって防戦につとめたが、パリに集った義勇兵は民衆とともに8月10日チュイルリー宮殿をおそい、国王を捕らえた。ついで議会は王権の停止を宣言し、また農民に有利に国有財産の売却をきめた。9月、男子普通選挙による国民公会がひらかれた<sup>14</sup>」。

13 前掲『高等世界史』204ページ。

14 同書 205ページ。

国有財産売却について書くことは、書かないよりはましであるかもしれないが、今度は、書いた分だけますます説明を混乱させ、読者に誤解を与えるものになってきた。

これに関係するところであるが、つぎのページで一年後の事件について、「ジャコバン派は農民や民衆の要望にこたえて、封建地代を無償で廃棄し」と書いている。

「脅威を感じたヨーロッパ諸国は、イギリス首相ピットの提唱した第1回対仏大同盟を結成して革命に干渉してきたので、国内にも反革命の反乱が続発し、経済危機も深まった。ここでまたパリの民衆が蜂起して議会を包囲し、ジロンド派を追放してジャコバン派の独裁を実現させた(1793年6月)。ジャコバン派は農民や民衆の要望にこたえて、封建地代を無償で廃棄し、生活必需品の最高価格を規定した<sup>15</sup>」。

一方で封建地代の無償廃棄、他方で農民に有利な国有財産の売却と、封建地代の無償廃止と国有財産の売却が別の事件であることを示している。そのため、これらが同一のものであるかのように書く他の教科書よりは良くなっている。しかしそうすると、つぎのページに書いている「土地を手に入れた農民<sup>16</sup>」を作りだした事件は、封建地代の無償廃止か、それとも国有財産の売却であるか、そのどちらであるかを明確にしなければならない。

この点についての正確な解説を示そう。封建地代の無償廃棄は農民に土地を手に入れさせたことにはならなかった。つぎに国有財産売却の方針の変更は、この教科書に書かれたような、「農民に有利」な方法になったとはかぎらなかつた。それ以前の売却方法は一括した売却であった。以後は細分競売の方法を採用したのである。細分競売であるから、たしかに貧民

15 同書 206ページ。

16 同書 207ページ。

がわずかの土地を買って農地を手に入れる可能性を作りだした。

しかしこれはあくまで競売であり、しかも一人が何区画落札しても制限はつけられないから、けっきょくは大資産の所有者が大土地所有を拡張する方向に道を開き、一部の土地についてのみ小土地所有者が出現する可能性を作りだしただけのことである。

しかも農民が土地を手に入れたといっても、いままで多少土地をもち資産をもっていた農民が、さらに土地を手に入れる可能性が高く、まったく土地をもたず小作人あるいは日雇農民として土地なしであった者が、自活するに足りる土地を手に入れる可能性はほとんどなかった。これが当時の事情の正確な観察である。

この教科書は、フランス革命で農民が土地を手に入れ、保守化して、ロベスピエール失脚以後発言力を強めたという従来からの一般理論を書きながら、その原因として、国有財産の売却をもってこようとした点においては、以前に紹介した教科書のように封建地代の無償廃棄をもってこるよりはより科学的になったけれども、「農民に有利」と書いて、ありもしない根拠を示そうとした点には無理がでてきた。

## VIII 国民公会における保守的ブルジョアジーというのは 不適當な表現である

国民公会においてジロンド派对ジャコバン派の抗争を書いたあと、ロベスピエールの処刑を書き、そのあと、「国民公会で優勢になった保守的なブルジョアジーは、1795年新憲法を制定して」と、総裁政府を作った経過を書いている。

「ロベスピエールの処刑とともに、革命の舞台から民衆は姿を消し、財産をもったブルジョアジーと土地を手にいれた農民の発言力が強くなっ

た。国民公会で優勢になった保守的なブルジョアジーは、1795年、新憲法を制定して、普通選挙を廃止し、二院制の議会と5人の総裁からなる総裁政府をつくった。かれらは旧制度の復活にもまた革命の徹底にも反対であった<sup>17</sup>」。

ここで国民公会がブルジョアジーの手に入ったと書くことは、革命の本質という意味ではきわめて正確なものであり、これはこれで一つの進歩であろう。しかし国民公会で優勢になった議員の集団が、それ自身保守的なブルジョアジーであったというわけではない。国民公会で優勢になった議員は、平原派と呼ばれる議員の集団であり、その出身階層はまちまちで、彼らはもともとジロンド派とジャコバン派（正確には山岳派）の中間に陣取っていた者であった。この点については、この教科書と他の教科書も同じくはっきりとした説明をしていない。この平原派議員の集団が全体として「保守的ブルジョアジー」の利害を代表して行動したというのが正確な表現である。

#### IX ジャコバン派とロベスピエールの役割についての誤解

「ジャコバン派が封建地代を無償で廃棄した」と書くのは、以前にも説明したとおり時期の間違いであり、実際には、これは一年前に実現されていた。

また「ジャコバン派の指導者ロベスピエールは、公安委員会と革命裁判所を中心とする独裁的な恐怖政治をおこなって<sup>18</sup>」と書くことは、いくつかの間違いを含む。そこにはロベスピエール個人の役割の過大評価がある。この点も、前に詳しく解説したとおりである。

17 同書 207ページ。

18 同書 206ページ。

恐怖政治は公安委員会と革命裁判所だけを中心としていたのではなく、警察権力としての保安委員会は、公安委員会と対等の権力をもっていた。もう一つ財政委員会は実質的な大蔵省として独立していた。これはロベスピエールの権限の下にはなかった。こうした事情もまた前にのべたとおりであるから、この教科書もまた、恐怖政治をロベスピエール個人の役割に集約しすぎた文章になっている。

## X 付録 この論文に関係する教科書の原文

「絶対主義の成立 ヨーロッパの諸国では15世紀ごろから封建貴族の勢力が衰えて王権が強くなり、それにともなって国王が財政・行政・司法・軍事の権力を自分の手もとに集めて、中世にみられた権力の分散状態を克服して、国家の統一をすすめようとする機運が生れてきた。ここに出現した政治体制が、絶対主義もしくは絶対王制とよばれる。中世の封建社会が解体する一方で、近代の資本主義社会がまだ確立するにはいたらない過渡期に出現した国家が絶対主義国家であった。

したがって絶対主義国家の基礎をなす社会のしくみには、まだ中世の封建的な要素が数多く残っていた。貴族は王権に奉仕する廷臣になったが、その身分的な特権は守られており、また統一的な市場が生れたことによって利益を得た商人も、絶対君主にとりいって独占などの特権を得ていた。絶対君主はみずからの支配を正当づけるために、神の権威を借りて人民の服従を強制する王権神授説をとらえた」。

「重商主義の展開 絶対主義国家は、宮廷に寄生する貴族、新しい職務をゆだねられた官僚、また強力な常備軍を維持するために多額の貨幣を必要とした」。

「革命前のフランス社会 革命前のフランス絶対主義社会は、旧制度(ア

ンジャン＝レジナム)とよばれ、封建的な身分制度が厳重に守られていた。すなわち第1身分(聖職者)、第2身分(貴族)は、特権身分として免税その他の特権をもち、高級官職を独占し、領主として広大な土地を所有していた。全人口の9割以上を占める大多数の国民は第三身分とされたが、この第三身分はフランス資本主義の成長にもなつて、しだいに三つに分裂してきた。すなわち第1は特権身分と結びついた徴税請負人・金融業者・特権商人・地主などの上層市民であり、第2は農村に基盤をもつマニユファクチュア経営者や資本主義的な農業経営者などの中産階級の人々であり、第3は領主や地主から重い負担を負わされていた農民と都市の民衆である。第三身分を構成した社会層は、おたがいの間での対立を深めながらも、自由な経済活動を束縛し重い負担をしいる旧制度の打破をめざしてたちあがろうとしていた。ことに第三身分の知識人は進歩的な貴族とともに、啓蒙思想とアメリカ合衆国独立の影響をうけて、旧制度に対する批判・攻撃を開始した。

フランス絶対主義は、ルイ14世以来の戦争とぜいたくな宮廷生活によって、慢性的な財政窮乏におちいつていた。ことにルイ16世の治世にはアメリカ独立戦争を支援したことによって、政府財政の危機はいつそう深まった。そこでチュルゴーやネッケルが起用されて改革がはかられたが、貴族はこれを拒否し、1615年以来ひらかれなかった三部会の召集を要求した。貴族の反抗が革命の突破口となった。

1789 1789年5月、ヴェルサイユでひらかれた三部会では、身分別の採決を主張した聖職者・貴族に対して第三身分は全議員の多数決を主張してゆずらず、ミラボーを中心に三部会から別れて国民議会をつくり、憲法制定まで解散しないことを誓った。ところがルイ16世が軍隊を動員して圧力をかけようとしたので、怒ったパリの民衆が蜂起し、専制政治の象徴であったバステューヌ牢獄を破壊した(7月14日)。これをきっかけにして、

前年の凶作によって苦しめられていた農民が各地で反乱をおこし、フランス革命の嵐にまきこまれた。この情勢に国王も貴族も弱腰になり、8月に議会は封建的特権廃棄の宣言、つづいて人権宣言をだした。この人権宣言は、自然権にもとづく基本的人権、法の支配、所有権の不可侵などの原則をのべたもので、アメリカ独立宣言とならんで近代市民社会の政治原理をはっきり主張したものであった。10月、食糧危機と宮廷の反革命の動きに不満なパリの民衆は、ヴェルサイユにおしかけ、国王一家と議会はパリに移された。

立憲王制から共和制へ この段階まで議회를指導していたのは、ラファイエットら自由主義貴族と富裕な上層市民であったが、革命の早期終結を念願しており、王制を否定する意志はもっていなかった。しかし国王は革命に対抗するため1791年6月国外逃亡を企て、途中で捕えられて連れもどされ、同情を失った。同年9月、議会は立憲王制の新憲法を定めて解散した。翌月成立した立法議会では、はじめは立憲王制支持のフィヤン派が多数を占めたが、やがてそれに対抗する中産階級のジロンド派に主導権は移っていった。このころ物価はあがり食糧がとぼしくなって各地で暴動がおこり、また亡命貴族が外国と結んで軍隊を国境に集結させるなど、内外の危機は深刻になった。1792年春、革命政府は内外の反革命勢力を封ずるために、オーストリアに宣戦を布告した。オーストリア・プロイセン連合軍は国境を越えてフランスに侵入し、戦局はきわめて不利であった。議会は義勇兵をつのって防戦につとめたが、パリに集まった義勇兵は民衆とともに8月10日チュイルリー宮殿をおそい、国王は捕えられた。ついで議会は王権の停止を宣言し、また農民に有利に国有財産の売却をきめた。9月、男子普通選挙による国民公会がひらかれた。

共和制と独裁 国民公会で急速に勢力を増したのは、さきの危機において民衆とのつながりの強さを示した、ジャコバン派であった。ジャコバン

派は革命の勝利をかちとるためには、議会外の民衆と手をつないでいく必要があることを認識していた。

ジロンド、ジャコバンの両派の対立のうちに、立憲王制は否定されて、共和制(第一共和制)が宣言され、ルイ16世は裁判にかけられ、1793年1月に処刑された。そのうえ革命軍が攻勢に転ずると、脅威を感じたヨーロッパ諸国は、イギリス首相ピットの提唱した第1回対仏大同盟を結成して革命に干渉してきたので、国内にも反革命の反乱が続発し、経済危機も深まった。ここでまたパリの民衆が蜂起して議会を包囲し、ジロンド派を追放してジャコバン派の独裁を実現させた(1793年6月)。ジャコバン派は農民や民衆の要望にこたえて、封建地代を無償で廃棄し、生活必需品の最高価格を規定した。さらにきわめて民主主義的な93年憲法を制定し、革命暦と理性崇拜の儀式を定めて、共和制の実現につとめた。しかし内外の圧力はなお強かったので、ジャコバン派の指導者ロベスピエールは、公安委員会と革命裁判所を中心とする独裁的な恐怖政治を行って、革命の防衛にあたった。しかし戦局が好転し危機がうすらぐとジャコバン派内部に分裂が生じ、1794年7月、国民公会にクーデターがおこり、ロベスピエールは反対派によって処刑された。これを革命暦によって“テルミドールの反動”とよぶ。

革命の終結 ロベスピエールの処刑とともに、革命の舞台から民衆は姿を消し、財産をもったブルジョアジーと土地を手に入れた農民の発言力が強くなった。国民公会で優勢になった保守的なブルジョアジーは、1795年、新憲法を制定して、普通選挙を廃止し、二院制の議会と5人の総裁からなる総裁政府をつくった<sup>19</sup>。

19 掲前『高等世界史』, 154-155, 202-207ページ。